

社会福祉法人光養会 一般事業主行動計画

安心して育児休業を取得できる環境をつくるための方策を検討する。

1 計画期間：令和5年1月1日 から 令和6年12月31日までの2年間

2 内容：

目標1 育児休業期間中、定期的に本会に関する情報を提供する

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和5年1月 ～ 情報提供内容の検討

令和5年4月 情報提供の実施

目標2 子育て中の従業員が求める研修を1年に1回実施する。

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和5年1月 ～ 従業員が求める研修を検討

令和5年4月 子育て中の従業員が求める研修を1年に1回実施

目標3 男性従業員1名以上が、子の看護休暇を取得する。

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和5年1月 ～ 男性従業員の子の看護休暇を検討

令和5年4月 男性従業員1名以上が、子の看護休暇を取得